

# 平成27年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

平成28年6月13日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所

## 第1 下請法の運用状況

### 1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、毎年度、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成27年度における書面調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6,951名（製造委託等<sup>(注1)</sup>5,128名、役務委託等<sup>(注2)</sup>1,823名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者39,347名（製造委託等31,858名、役務委託等7,489名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	近畿	全国	近畿
平成27年度		39,101	6,951	214,000	39,347
	製造委託等	26,559	5,128	151,499	31,858
	役務委託等	12,542	1,823	62,501	7,489
平成26年度		38,982	6,891	213,690	40,422
	製造委託等	25,935	4,989	152,504	31,692
	役務委託等	13,047	1,902	61,186	8,730
平成25年度		38,974	6,958	214,044	41,150
	製造委託等	26,217	5,152	148,332	31,504
	役務委託等	12,757	1,806	65,712	9,646

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

#### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,278件（製造委託等962件、役務委託等316件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが1,255件（製造委託等946件、役務委託等309件）、下請事業者等からの申告によるものが23件（製造委託等16件、役務委託等7件）となっている。

## イ 処理状況

下請法違反被疑事件を処理した件数は1,263件（製造委託等951件、役務委託等312件）であり、このうち1,261件について措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託）、指導が1,260件（製造委託等948件、役務委託等312件）である。勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2、管内を含む全国の都道府県ごとの措置件数の内訳は別紙3のとおりである。

なお、措置件数の1,261件（前年度比0.5%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数					
		書面調査	申告	中小企業 庁長官 からの 措置請求	計	措 置			不問	計	
						勧告 (注)	指導 (注)	小計			
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271	
	近畿	1,255	23	0	1,278	1	1,260	1,261	2	1,263	
	製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
		近畿	946	16	0	962	1	948	949	2	951
	役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
		近畿	309	7	0	316	0	312	312	0	312
	平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
		近畿	1,172	10	0	1,182	1	1,254	1,255	0	1,255
製造委託等		全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		近畿	941	8	0	949	1	993	994	0	994
役務委託等		全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		近畿	231	2	0	233	0	261	261	0	261
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425	
	近畿	1,193	6	1	1,200	2	1,115	1,117	0	1,117	
	製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
		近畿	855	4	1	860	2	804	806	0	806
	役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
		近畿	338	2	0	340	0	311	311	0	311

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で2,213件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,722件、役務委託等に係るものが491件となっている。

- イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は1,115件（類型別件数の延べ合計の50.4%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが857件、役務委託等に係るものは258件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,098件（類型別件数の延べ合計の49.6%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が596件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の54.3%）、②買ったたきが212件（同19.3%）、③減額が115件（同10.5%）等となっている。
- (7) 製造委託等に係る実体規定違反は865件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が432件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の49.9%）、②買ったたきが183件（同21.2%）、③減額が90件（同10.4%）等となっている。
- (4) 役務委託等に係る実体規定違反は233件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が164件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の70.4%）、②買ったたきが29件（同12.4%）、③減額が25件（同10.7%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，（％）]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成27年度	全国	4,507 (90.6)	470 (9.4)	4,977 (100)	19 (0.4)	3,131 (66.7)	373 (7.9)	14 (0.3)	631 (13.4)	69 (1.5)	56 (1.2)	210 (4.5)	161 (3.4)	33 (0.7)	0 (0.0)	4,697 (100)	9,674	
	近畿	1,003 (90.0)	112 (10.0)	1,115 (100)	4 (0.4)	596 (54.3)	115 (10.5)	3 (0.3)	212 (19.3)	19 (1.7)	12 (1.1)	62 (5.6)	68 (6.2)	7 (0.6)	0 (0.0)	1,098 (100)	2,213	
	製造委託等	全国	3,294 (90.5)	344 (9.5)	3,638 (100)	17 (0.5)	2,070 (61.7)	281 (8.4)	12 (0.4)	518 (15.4)	42 (1.3)	53 (1.6)	201 (6.0)	138 (4.1)	24 (0.7)	0 (0.0)	3,356 (100)	6,994
		近畿	765 (89.3)	92 (10.7)	857 (100)	4 (0.5)	432 (49.9)	90 (10.4)	3 (0.3)	183 (21.2)	13 (1.5)	12 (1.4)	61 (7.1)	61 (7.1)	6 (0.7)	0 (0.0)	865 (100)	1,722
	役務委託等	全国	1,213 (90.6)	126 (9.4)	1,339 (100)	2 (0.1)	1,061 (79.1)	92 (6.9)	2 (0.1)	113 (8.4)	27 (2.0)	3 (0.2)	9 (0.7)	23 (1.7)	9 (0.7)	0 (0.0)	1,341 (100)	2,680
		近畿	238 (92.2)	20 (7.8)	258 (100)	0 (0.0)	164 (70.4)	25 (10.7)	0 (0.0)	29 (12.4)	6 (2.6)	0 (0.0)	1 (0.4)	7 (3.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	233 (100)	491
平成26年度	全国	4,067 (89.4)	484 (10.6)	4,551 (100)	32 (0.7)	2,843 (62.8)	383 (8.5)	15 (0.3)	735 (16.2)	46 (1.0)	60 (1.3)	253 (5.6)	135 (3.0)	27 (0.6)	0 (0.0)	4,529 (100)	9,080	
	近畿	916 (88.7)	117 (11.3)	1,033 (100)	12 (0.9)	699 (50.0)	177 (12.7)	2 (0.1)	290 (20.7)	17 (1.2)	18 (1.3)	98 (7.0)	77 (5.5)	9 (0.6)	0 (0.0)	1,399 (100)	2,432	
製造委託等	全国	3,020 (89.5)	353 (10.5)	3,373 (100)	29 (0.9)	1,880 (56.5)	317 (9.5)	15 (0.5)	609 (18.3)	35 (1.1)	59 (1.8)	241 (7.2)	123 (3.7)	17 (0.5)	0 (0.0)	3,325 (100)	6,698	
	近畿	742 (89.1)	91 (10.9)	833 (100)	10 (0.9)	530 (46.0)	150 (13.0)	2 (0.2)	255 (22.1)	15 (1.3)	18 (1.6)	95 (8.2)	70 (6.1)	7 (0.6)	0 (0.0)	1,152 (100)	1,985	
役務委託等	全国	1,047 (88.9)	131 (11.1)	1,178 (100)	3 (0.2)	963 (80.0)	66 (5.5)	0 (0.0)	126 (10.5)	11 (0.9)	1 (0.1)	12 (1.0)	12 (1.0)	10 (0.8)	0 (0.0)	1,204 (100)	2,382	
	近畿	174 (87.0)	26 (13.0)	200 (100)	2 (0.8)	169 (68.4)	27 (10.9)	0 (0.0)	35 (14.2)	2 (0.8)	0 (0.0)	3 (1.2)	7 (2.8)	2 (0.8)	0 (0.0)	247 (100)	447	
平成25年度	全国	4,186 (81.7)	939 (18.3)	5,125 (100)	42 (1.9)	1,488 (66.1)	228 (10.1)	20 (0.9)	86 (3.8)	60 (2.7)	44 (2.0)	208 (9.2)	29 (1.3)	45 (2.0)	0 (0.0)	2,250 (100)	7,375	
		近畿	946 (78.7)	256 (21.3)	1,202 (100)	14 (2.6)	315 (58.2)	49 (9.1)	4 (0.7)	35 (6.5)	17 (3.1)	13 (2.4)	69 (12.8)	8 (1.5)	17 (3.1)	0 (0.0)	541 (100)	1,743
	製造委託等	全国	2,879 (82.6)	607 (17.4)	3,486 (100)	31 (2.1)	886 (59.1)	182 (12.1)	20 (1.3)	65 (4.3)	32 (2.1)	42 (2.8)	190 (12.7)	26 (1.7)	25 (1.7)	0 (0.0)	1,499 (100)	4,985
		近畿	697 (80.4)	170 (19.6)	867 (100)	11 (2.9)	192 (51.5)	38 (10.2)	4 (1.1)	26 (7.0)	7 (1.9)	12 (3.2)	64 (17.2)	7 (1.9)	12 (3.2)	0 (0.0)	373 (100)	1,240
	役務委託等	全国	1,307 (79.7)	332 (20.3)	1,639 (100)	11 (1.5)	602 (80.2)	46 (6.1)	0 (0.0)	21 (2.8)	28 (3.7)	2 (0.3)	18 (2.4)	3 (0.4)	20 (2.7)	0 (0.0)	751 (100)	2,390
		近畿	249 (74.3)	86 (25.7)	335 (100)	3 (1.8)	123 (73.2)	11 (6.5)	0 (0.0)	9 (5.4)	10 (6.0)	1 (0.6)	5 (3.0)	1 (0.6)	5 (3.0)	0 (0.0)	168 (100)	503

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ( )内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の各小計の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

### (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者20名から、下請事業者149名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3403万円相当の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 72 名に対し、2980 万円の減額分を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成27年度	全国	93名	4,405名
近畿		8名	72名	2980万円
平成26年度	全国	108名	2,253名	4億499万円
	近畿	4名	221名	8595万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	近畿	5名	127名	5746万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 72 名に対し、総額308万円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	区 分	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払総額
	平成27年度	全国	124名	2,857名
近畿		8名	72名	308万円
平成26年度	全国	91名	1,783名	6299万円
	近畿	1名	123名	83万円
平成25年度	全国	110名	1,765名	1億1107万円
	近畿	—	—	—

ウ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者1名から2万円相当の商品を返還した（第6表参照）。

第6表 返品事件における商品の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成27年度	全国	7名	161名
近畿		1名	1名	2万円
平成26年度	全国	3名	65名	2億2830万円
	近畿	—	—	—
平成25年度	全国	1名	2名	21万円
	近畿	—	—	—

エ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者は、下請事業者3名に対し、93万円を返還した（第7表参照）。

第7表 不当な経済上の利益要請事件における商品の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成27年度	全国	4名	123名
近畿		2名	3名	93万円
平成26年度	全国	2名	7名	65万円
	近畿	—	—	—
平成25年度	全国	6名	60名	1399万円
	近畿	—	—	—

オ 早期決済事件においては、親事業者は、下請事業者1名に対し、18万円を返還した（第8表参照）。

第8表 早期決済事件における商品の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成27年度	全国	1名	1名
近畿		1名	1名	18万円
平成26年度	全国	2名	15名	0万円
	近畿	—	—	—
平成25年度	全国	—	—	—
	近畿	—	—	—

（注）平成26年度における返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、近畿事務所における平成27年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、同月間において「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成27年度は、近畿経済産業局と共同して、当該講習会を7府県10会場（うち近畿事務所主催分は4府県5会場）で実施した。

#### (2) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の受講者から初心者向けの講習を受けたいとの要望を受けたこと等を踏まえ、下請法の基礎的な内容の説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成27年度は、「下請法基礎講習会」を7府県7会場で実施した。

#### (3) 事業者団体が開催する研修会等への講師派遣

下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に7回講師を派遣するとともに、下請法に関する資料の提供を行った。

### 2 下請法等に係る相談等

#### (1) 下請法等に係る相談

近畿事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けているところ、平成27年度において1,176件の相談（下請法に係る相談1,102件、優越的地位の濫用規制に係る相談74件）に対応した。

#### (2) 中小事業者のための移動相談会の実施

下請事業者等の中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に近畿事務所の職員が出向き、下請法について分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を、平成27年度においては、3府県4か所で実施した。

### 3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱しているところ（平成27年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員は25名）、同協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

## 平成27年度における勧告事件（1件）

ミヤコ株式会社に対する件（平成27年10月23日）	
親事業者	ミヤコ株式会社(大阪市)
事業内容	給排水部材等の卸売業等
下請取引の内容	給排水部材及び配管部材の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「セール協賛金」、「カタログ協賛金」、「現金リベート」等を下請代金の額から減じていた（平成25年10月～平成27年4月）。
減額金額	下請事業者14名に対し、総額2174万3475円 【勧告前に返還済み】



## 平成27年度における主な指導事件

**1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）**

- ① 紙製容器の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長32日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 工業用化学品の容器の製造を下請事業者へ委託しているB社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

**2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）**

- ① 照明器具の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者に対し、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② バスの修理を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者と合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

**3 返品（第4条第1項第4号）**

- 土産用の加工食品の製造を下請事業者へ委託しているE社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該加工食品の在庫を返品していた。

**4 買ったたき（第4条第1項第5号）**

- 機械部品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

**5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）**

- 医薬品の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料等を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

**6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）**

- 商品ラベルの印刷を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

## 7 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 機械部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該機械部品を大量に発注する時期を終えた後、当該機械部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

## 措置件数（5,984件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地区	都道府県	件数	割合
北海道地区	北海道	184	(3.1)
東北地区	青森県	39	(0.7)
	岩手県	49	(0.8)
	宮城県	68	(1.1)
	秋田県	29	(0.5)
	山形県	59	(1.0)
	福島県	59	(1.0)
	東北地区計		303
関東甲信越地区	茨城県	60	(1.0)
	栃木県	58	(1.0)
	群馬県	69	(1.2)
	埼玉県	160	(2.7)
	千葉県	107	(1.8)
	東京都	1,800	(30.1)
	神奈川県	264	(4.4)
	新潟県	98	(1.6)
	山梨県	29	(0.5)
	長野県	85	(1.4)
関東甲信越地区計		2,730	(45.6)
中部地区	富山県	45	(0.8)
	石川県	59	(1.0)
	岐阜県	78	(1.3)
	静岡県	126	(2.1)
	愛知県	291	(4.9)
	三重県	47	(0.8)
	中部地区計		646
近畿地区	福井県	49	(0.8)
	滋賀県	67	(1.1)
	京都府	154	(2.6)
	大阪府	716	(12.0)
	兵庫県	220	(3.7)
	奈良県	23	(0.4)
	和歌山県	32	(0.5)
	近畿地区計		1,261
中国地区	鳥取県	31	(0.5)
	島根県	34	(0.6)
	岡山県	110	(1.8)
	広島県	138	(2.3)
	山口県	51	(0.9)
	中国地区計		364
四国地区	徳島県	18	(0.3)
	香川県	37	(0.6)
	愛媛県	39	(0.7)
	高知県	18	(0.3)
四国地区計		112	(1.9)
九州地区	福岡県	177	(3.0)
	佐賀県	21	(0.4)
	長崎県	30	(0.5)
	熊本県	37	(0.6)
	大分県	30	(0.5)
	宮崎県	19	(0.3)
	鹿児島県	30	(0.5)
	九州地区計		344
沖縄地区	沖縄県	40	(0.7)
全国計		5,984	(100)

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) ( ) 内の数値は全国計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

近畿地区における下請法違反勧告事件一覧（平成 23 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人	分野	勧告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請事業者数(名)	減額金額(円)	対象下請事業者数(名)	金額(円)
23- 1	センコー(株)【措置請求】	役務	H23. 4. 20	減額(手数料)	273	43, 581, 757		
23- 2	株式会社吉	製造	H24. 3. 2	受領拒否(注3) 減額(カタログ製作協賛金, 仕入歩引等)	34	76, 701, 096	26	38, 466, 752
24- 1	株式会社ブルーベル	製造	H24. 4. 27	減額(歩引き)	49	54, 473, 654		
24- 2	株式会社ニッセン	製造	H24. 9. 21	減額(事務手数料) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料)(注3) 下段	133	14, 108, 202	102	28, 410, 799
							75	405, 600
24- 3	株式会社フェリシモ	製造	H25. 3. 29	受領拒否(注3)			88	86, 082, 291
25- 1	アズワン(株)【措置請求】	製造	H25. 8. 9	減額(カタログ協賛値引, 仕入値引)	68	27, 387, 532		
25- 2	株式会社ショーエイコーポレーション	製造	H26. 2. 27	減額(値引)	24	21, 807, 038		
		情報						
26- 1	株式会社エスケイジャパン	製造	H27. 3. 31	減額(歩引き)	37	21, 035, 449		
27- 1	ミヤコ(株)	製造	H27. 10. 23	減額(セール協賛金値引き, リベート等)	14	21, 743, 475		

- (注1) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。  
(注2) 違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。  
(注3) 「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。

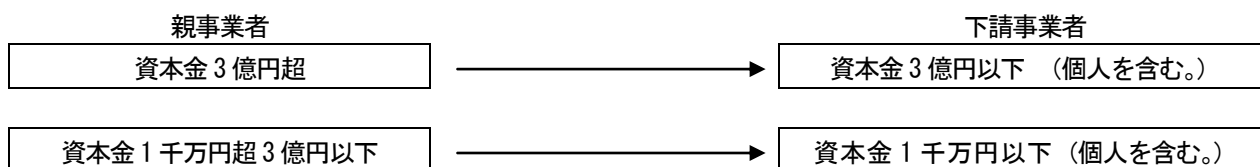
## 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

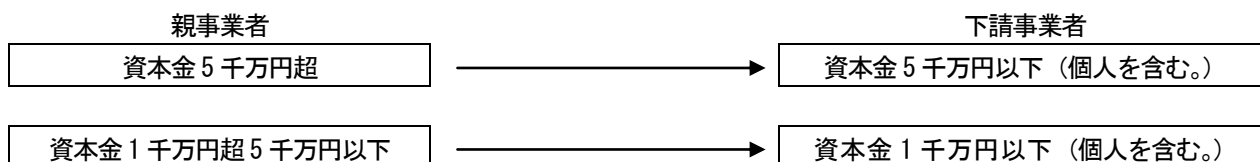
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）